

平成 29 年 度
社会教育主事講習 [A]
実 施 要 項

期 間 平成 29 年 7 月 21 日 ~ 8 月 25 日

主 催 国 立 教 育 政 策 研 究 所
社会教育実践研究センター

平成 29 年度社会教育主事講習 [A] 実施要項

1. 趣 旨

社会教育法第 9 条の 5 の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省より委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習を実施するものです。

2. 主 催

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

3. 対 象

社会教育主事講習等規程第 2 条の各号の一に該当する方

4. 定 員

120 人

※ なお、受講者の選定制限の取扱いについては、「12. 受講者の選定及び受講者決定の通知」を参照してください。

5. 期 間

【全 日 程】

平成 29 年 7 月 21 日（金）～ 8 月 25 日（金）＜36 日間＞

【科目別内訳】

- 生涯学習概論 平成 29 年 7 月 21 日（金）～27 日（木）
- 社会教育計画 平成 29 年 7 月 28 日（金）～ 8 月 3 日（木）
- 社会教育特講 平成 29 年 8 月 7 日（月）～21 日（金）午前
- 社会教育演習
 - ・ 宿泊研修（会場：国立女性教育会館）
平成 29 年 8 月 14 日（月）～15 日（火）
 - ・ 現地研修（会場：東京近郊自治体の社会教育施設等）
平成 29 年 8 月 4 日（金）
 - ・ 事業計画の立案の実際（会場：社会教育実践研究センター）
平成 29 年 8 月 21 日（月）午後～25 日（金）

6. 会 場

(1) 主会場

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター

〒110-0007 東京都台東区上野公園 12-43

電 話 03-3823-0241（内線 604）

03-3823-8420（直通）

F A X 03-3823-3008

(2) 宿泊研修会場（平成 29 年 8 月 14 日（月）～15 日（火））

独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷 728 番地

- (3) 選択による現地研修会場（平成 29 年 8 月 4 日（金）終日）
各自治体の社会教育施設等で研修します。
受講申込書【様式 1】に希望のコースを第 3 希望まで記載してください。
6 月下旬の受講決定時にコース及びコース内容についてお知らせする予定です。
- < a コース > 埼玉県川口市
 - < b コース > 千葉県船橋市
 - < c コース > 千葉県松戸市
 - < d コース > 東京都稲城市
 - < e コース > 東京都小平市
 - < f コース > 東京都町田市

7. 講習を行う科目名，単位数，内容・テーマ，配当時間数，教育方法及び講師
（別表 1）のとおり

8. 日 程
（別表 2）のとおり

9. 受講申込み手続

(1) 申込み方法及び申込先

受講希望者は，「(2) 提出書類」のうち必要な書類を，勤務地に所在する都道府県教育委員会の社会教育主事講習担当宛てに提出してください。

また，公務員以外の者は，居住する都道府県教育委員会に提出してください。

なお，独立行政法人国立青少年教育振興機構に勤務する者で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は，派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。

(2) 提出書類

ア. 「社会教育主事講習[A]受講申込書」…【様式 1】 ※必ず提出が必要です。

当センターホームページから，申込書様式をダウンロードし，必要事項を記入，押印の上，御提出ください。記入した申込書のデータ（できるだけ Word データ）についても，申込先が指定する方法で，上記と併せて御提出ください。

< 申込書様式のダウンロード URL >

<http://www.nier.go.jp/jissen/youkou/h29youkou/index.htm>

イ. 「受講資格」を証明する書類（上記アの「⑪受講資格」欄を証明する書類）

社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号。以下，「省令」。）第 2 条各号において，提出が必要な書類は下記のとおりとします。

< 第 1 号該当者 >

a) 最終学歴の「卒業証明書」 ※「卒業証書」の写しでは認められません。

b) 大学在学中の者は，「在学証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した大学からの書面」（様式自由）

< 第 2 号該当者 >

教育職員の普通免許状の写し，又は，教育職員免許状授与証明書

※写しを提出する場合は，所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

< 第 3，第 4，及び第 5 号該当者 >

所属長が証明する「勤務証明書」…【様式 2】

ウ. 「単位修得認定申請書」……【様式3】

単位修得の認定を希望する者のみ御提出ください。
詳細は、下記「10. 科目代替について」を御参照ください。

エ. 「単位修得証明書」……【様式4】

講習の分割受講を希望する者のみ御提出ください。
詳細は、下記「11. 分割受講について」を御参照ください。

オ. 「受講動機について」……【様式5】

本講習の受講を希望した理由を320～400字で記入の上、御提出ください。

※イ～エの証明書類及びオの受講動機については、過去に当センターが実施する社会教育主事講習を受講し提出済みの場合には、提出不要です。
※各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「戸籍抄本」等の証明書類を併せて御提出ください。

(3) 提出期日

都道府県教育委員会は、前項の受講希望者について、受講資格の有無を審査して、資格があると認めた場合には、前記の提出書類に「推薦書」【様式6】を添えて、**平成29年5月25日(木)【必着】**までに、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターに送付してください。「推薦書」には受講希望者氏名を五十音順で記載し、各人に所属種別番号(下記参照)を付してください。

また、各人の受講申込書【様式1】について、押印前のWordファイルのデータ(手書きの場合のみPDFファイル)を、下記要領によりメールでお送りください。

なお、教育委員会ごとの提出期日については上記期日よりも早くなるため、あらかじめ各自で御確認をお願いします。

<申込み様式の提出方法>

送信先メールアドレス：shujikou@nier.go.jp

メール件名は下記のとおりお願いします。

【提出(〇〇県)】平成29年度社会教育主事講習[A]受講申込書データ

<所属種別番号>

- 1 都道府県・指定都市教育委員会
- 2 都道府県・指定都市生涯学習センター、社会教育施設
- 3 都道府県首長部局
- 4 市区町村教育委員会
- 5 市区町村生涯学習センター、社会教育施設
- 6 市区町村首長部局
- 7 社会教育委員、公民館運営審議会委員等
- 8 学校教育法第一条に規定する学校の教職員
- 9 国立の教育機関(国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館等)職員
- 10 指定管理者(財団法人、特定非営利活動法人、民間企業等)職員
- 11 学生
- 12 その他(社会教育関係団体職員、地域コーディネーター等)

10. 科目代替について

- (1) 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。ただし、4科目全ての代替は認めませんので、1科目以上(科目は問いません)は受講してください。

また、代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です。

- (2) 国立教育政策研究所は、下記ア. の①又は②の条件を満たす場合は「社会教育特講[3単位]」、下記イ. の③の条件を満たす場合は「生涯学習概論[2単位]」及び「社会教育特講[3単位]」の単位修得の認定を行います。

ア. 「社会教育特講[3単位]」に代替

① 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター又は国立教育会館社会教育研修所における「博物館職員講習」「図書館司書専門講座」の修了

② 文部科学省認定社会通信教育の「生涯学習ボランティアコース」の修了

イ. 「生涯学習概論[2単位]」及び「社会教育特講[3単位]」に代替

③ 放送大学における社会教育主事講習の科目に相当する科目の修得

- (3) 科目代替を希望する場合は、「単位修得認定申請書」【様式3】に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の「単位修得証明書」「研修講座の修了証書」等を添付してください。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

11. 分割受講について

本講習では、科目ごとの分割受講のほか、複数年度にわたる分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

また、分割受講についても、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として、①生涯学習概論、②社会教育計画、③社会教育演習の順序での履修をお願いします。

なお、社会教育特講は、生涯学習概論の履修後であれば、履修可能です。

既に、当研究所以外の機関あるいは大学において、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、「単位修得証明書」【様式4】を提出してください。

※写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

なお、当センターが実施する講習で修得した場合は、【様式4】の添付は不要ですので、「受講申込書」【様式1】の「⑨単位修得の認定を受けた科目及び単位」欄に、修得科目名及び単位数と併せて、「受講年度」と「講習名」を記入してください。

(記入例：生涯学習概論2単位(平成〇〇年度[A]))

12. 受講者の選定及び受講者決定の通知

国立教育政策研究所は、「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に受講者を選定し、その結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します。

なお、受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針(社会教育主事講習の実施について(運用指針))に基づき、まず都道府県市町村の職員を、次に「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定(H8.8.28文部省告示第148号)」に規定されている職についている者を優先することとします。

13. 修了証書

国立教育政策研究所は、省令第8条により、本講習において9単位以上の単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

なお、修得単位が9単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」【様式4】を交付します。

14. 受講に要する経費

受講に要する経費（例：交通費，食費，宿泊費等）は，受講者側の負担とします。
資料代等の負担金はありません。

その他，下記の経費として，受講初日の受付時に 11,000 円（※全科目受講の場合）をお支払いいただきます。

【内訳】

○情報交換会費（7月21日） 3,500 円（※生涯学習概論受講者）

○宿泊研修経費（8月14日～15日） 7,500 円（※社会教育演習受講者）

 ┌ 宿泊費：5,014 円 ※1泊2食付（14日夕食，15日朝食）

 └ 食費：2,486 円（昼食 864 円×2回（14日及び15日），夕食飲物代 758 円）

15. 受講に際しての留意点

本講習は，全日出席することが原則です。やむを得ず欠席する場合は，所定の様式に欠席理由等を記載し，当センターに提出する必要があります。

なお，欠席することにより，単位修得が認められない場合があります。

16. 持参品

- (1) 印鑑（出席簿への押印用）
- (2) 健康保険証
- (3) 『生涯学習・社会教育行政必携』（平成30年度版）※6月中に発売予定
- (4) 勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する資料
（社会教育演習「事業計画立案の実際」で使用）
- (5) USBメモリ（課題レポートや情報提供資料等《1GB程度》の保存用）

17. 宿泊について

当センターには宿泊施設はありません。

宿泊予定の方は，近隣のホテル等を各自で手配して下さるようお願いします。

18. 健康管理について

長期にわたる講習のため，受講申込みの際は，受講申込書【様式1】「⑩健康状況」欄に該当する事項は漏れなく御記入ください。また，受講申込み後に生じた疾病等についても必ず当センターに御連絡いただくようお願いいたします。

19. その他

- (1) 本実施要項に関する問合せは，下記の本件担当連絡先までお願いします。
- (2) 講習期間中は，講義前後や昼休み等に，講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので，あらかじめ御承知おきください。
- (3) 社会教育実践研究センター館内は禁煙です。喫煙は所定の場所で行ってください。
- (4) 当センターには駐車・駐輪スペースがありません。お越しの際は，公共交通機関をご利用ください。
- (5) 講習期間中の万が一の事故やけがに備えて，傷害保険等に加入するなどして，各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いします。
- (6) 本要項に定めるもののほか，講習実施に関することは，必要に応じて，国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。

【本件担当】

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター
企画課 普及・調査係

TEL：03-3823-8420

FAX：03-3823-3008

E-mail：shujikou@nier.go.jp